

第4回 新宿区自治基本条例検証会議 会議要旨

1 開催年月日

平成26年10月29日（水）

2 会場

新宿区役所 本庁舎6階 第3委員会室

3 出席者

(1) 検証会議委員

内海麻利副会長、吉川信一委員、古澤謙次委員、斉藤博委員、安田明雄委員、樋口蓉子委員、只野純市委員、衣川信子委員、清水秀一委員、伊藤陽平委員、高野健委員、土屋慶子委員

（欠席：辻山幸宣会長、國谷寛司委員、相澤いつみ委員）

(2) 事務局

平井企画政策課長

(3) 説明者

太田多文化共生推進課長、平井企画政策課長、木内地域調整課長、田中都市計画課長、森景観と地区計画課長、佐藤住宅課長
依田地域整備課長、野澤建築指導課長

4 主な内容

(1) 前回の質問事項の回答について

(2) 検証

検証内容「区民参加と協働及び多文化共生のまちづくり」

検証項目14 多文化共生のまちづくりの推進（第24条 国際社会との関係）

検証項目15 区民の区政への参加・協働の機会の提供

（第14条 区政運営の原則）

(3) その他連絡事項

5 会議録

（午後 2時02分 開会）

○企画政策課長 皆さんこんにちは。それでは、第4回新宿区自治基本条例検証会議を開催させていただきます。

まず、開催に先立ちまして、事務局から皆様にご報告をさせていただきます。

辻山会長ですが、本日、国の地方創生の関係でお呼びがかかり、そちらの対応ということで急遽本日ご欠席ということでございますので、新宿区自治基本条例検証会議設置要綱の第5条第4項に、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長が欠けたときはその職務を代理するという規定がございます。この規定に従いまして、本日は、内海副会長に会長代理をお願いしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

では、会長代理よろしく願いいたします。

○内海副会長 今、ご案内がありましたように、辻山会長がよんどころのないご事情で、きょうは欠席ということで私のほうで議事を進行させていただきたいというふうに思っておりますので皆さんいろいろご協力のほうをよろしく願いいたします。

では、第4回目の新宿区自治基本条例検証会議を開催いたしたいと思っております。

初めに、事務局のほうから連絡があるということですので、お願いします。

○企画政策課長 引き続きまして事務局のほうからご連絡をさせていただきます。

初めに、委員の皆様、また傍聴の皆様方に報告とおわびがございます。

前回、10月15日に開催いたしました第3回検証会議開催に先立つ区民の皆様への周知でございますけれども、遅くとも10月5日号の「広報しんじゅく」に掲載するべきところだったんですが、開催日時の決定が原稿の入稿にどうしても間に合わなかったということで掲載することができませんでした。そのため、開催を知ることができずにご迷惑をおかけした方々がいらっしゃいました。報告とおわびを申し上げたいと思っております。今後は、こういうことがないように留意して、進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、区のホームページではご案内しておりますので、そちらのほうもあわせてごらんいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○事務局 それでは、引き続き事務局のほうから報告と事務連絡をさせていただきます。

本日の出欠状況を報告いたします。

本日、ご欠席の委員は、相澤委員でございます。國谷委員につきましては、今確認中ですのでしばらくお待ちください。

それでは、事務連絡でございます。第2回、第3回の検証会議の評価票につきまして、まだお出しになっていらっしゃらない委員の方は、会議終了後、事務局のほうに提出を

お願いいたします。

次に、配付資料の確認についてです。本日もたくさんの資料を配付いたしました。机の上に2つ山になっております。まず右側の山ですけれども、一番上が本日の次第になっております。黒いクリップでとめてあるかと思えます、外していただきまして、ご確認をお願いします。1枚目が、本日の次第、その下が右上に別紙と書いてございます。次に資料1、資料2、資料3、そして評価票の様式でございます。ありますでしょうか。

次に左側の山です。こちらは冊子類でございまして、次第の下段に（1）から（19）まで一覧を記載してございます。たくさんあるためこの場での確認は割愛させていただきますが、説明の都度、ご確認をいただきます。もしそのときにない場合は事務局のほうにおっしゃっていただければと思います。また、上のほうから順に説明や紹介をさせていただきますので、順番を崩さないようにしていただいたほうがよろしいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、卓上マイクですが、ご発言の際にご使用ください。発言の際は4です。発言が終わりましたら5を押して終了をしてください。

以上でございます。

○内海副会長 ありがとうございます。

では、議事次第に従って、議事を進めます。

まず1つ目の前回の質疑事項の回答についてということですが、幾つかのご質問が寄せられているようですので、事務局からご説明をお願いいたします。

○企画政策課長 いま、ご説明ございましたけれども、前回の第3回検証会議終了後、検証項目の11、行政評価の実施と区政運営の適切な反映、それから12番、財政の健全化、そして13番、区の財政状況の公表につきまして、委員の皆様方に郵送にて質問先のメールアドレス、それからファクシミリ番号などをお知らせさせていただきました。

その結果、机上にございます別紙、右上に別紙と書いてございますけれども、ございますでしょうか。第3回新宿区自治基本条例検証会議の検証項目に関する質問と回答についてのとおり、委員の方から質問と、それから担当課長からの回答をまとめました。こちらをご覧くださいと思います。

検証項目11、行政評価関係の質問が4件、そして検証項目13、区の財政状況の公表についての質問が1件ございました。本日は、行政管理課長が来ておりますので、まず、行政評価に関する質問にお答えしたいと思います。

それでは、行政管理課長お願いいたします。

○行政管理課長 行政管理課長の中山と申します。よろしくお願いいたします。

先日の、第2回の検証会議では、質疑の時間がとれませんでしたので、文書質問をとということで文書による質問が4点寄せられておりますので、本日はご説明ということで机上にあらかじめ文書で回答は差し上げてございますが、簡単に補足的に説明をさせていただきます。なお質問事項については相当要約をさせていただいております。もし質問の趣旨とちょっと違うということであればさらなるご質問等でお答えをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず質問の1点目、質問事項、行政評価の実施と区政運営の適切な反映ということだが、評価する際には現場に入って検証することはあったのかというご質問をいただいております。

それに対する回答は記載のとおりですが、ご質問にありますとおり、行政評価に当たりましては、現場ですとか現実に対する評価というものが必要であるという認識を持ってございます。そういう意味では生活者目線での評価が必要ということはご趣旨のとおりでございますが、単なる机上の評価ということではなく、内部評価の段階に当たりましては、まず直接現場で担当している職員が評価シートを起こして、それを内部の管理職で構成する内部評価委員会がチェックをするという仕組みをとっておりますので、内部評価に関しましては、事務事業、あるいは施設所管課の職員の直接的な目が入っているということになります。

さらに、外部評価に当たりましては、これは評価対象の事業及び施策等のうち必要と思われる箇所について、あらかじめ前年度に視察をしてございます。その上で翌年度評価書のチェックに当たっております。そのほか、外部評価委員さんはみずからのご判断で、各施設を回ったりですとか、実際に利用者の声などの把握も行っておりますし、委員の方そのものがもう地域の代表の方ですとか、NPO等の活動されている方、あるいは民生委員さんなど、まさしく現場の声の代表者でもありますので、そういう意味で、現場に入っている検証というものは担保されているというふうに理解をしております。

2点目、評価する際に改善が必要だ、以外の評価はなかったのでしょうかというお尋ねでございます。

今回、資料として先におつけしておりましたものは、第二次実行計画（24年度から27年度）の評価ということになるものでございます。実行計画そのものは、行政計画

としての性格、この計画に定めているものでございますが、これは、具体的なプログラムと予算の裏づけをもって、区民に実施をお約束をした計画ということもございまして、外部評価の結果としてはその内容、内部評価をチェックするという観点では、改革改善の内容を求めるものが多かったということになるかと思いますが、実際は、内部評価におきましても、幾つかの視点、記載に書いてあるような視点で今後の方向性を示すということになってございます。

また、先日の資料でおつけしてございませんでしたが、外部評価実施結果報告書、これにおきましては、相当細かく施策に関する意見、あるいは巻末には全体としての評価制度そのものへの意見などもいただいておりますので、ぜひそういう意味ではお目通しをいただいて、またご提言をいただければと思っております。

3点目も、恐らく2点目と不可分のご質問であったかと思いますが、項目を分けさせていただきます。行政評価から廃止になった事例があれば教えてほしい。また、区民が主役のまちづくりを推進していくためには、外部評価で区民が現場から判断する環境や改善をするというだけではなく、積極的に不要な事業を廃止できる環境をつくっていくことが最も重要と考えるがどうか、というお尋ねでございます。

新宿区の行政評価の仕組みにおきましては、外部評価は内部評価の評価結果をチェックするという趣旨で行ってございますので、事業そのものについて、いわゆる事業仕分けのようなものを行うというのではなく、内部評価の実施結果について区民の視点でチェックをするというものでございます。この区民の視点というのも、単なる行政サービスの受け手である区民、つまりコンシューマーとかカスタマーと呼ばれるような立場の区民だけではなく、例えばまちづくりの一方の担い手、協働の相手方であるパートナーとしての区民視点、あるいは財源を賄っている税金、その納税者、オーナーとしての視点、そういった多様な立場からの区民視点が入っているというものでございます。

次の年度、27年度の評価におきましては、今度、第三次実行計画というものがつくられる予定になってございますので、そういった際には、次年度は外部評価委員会は一たん全ての計画事業について評価をするということになります。その際には、次の計画に向けて相当切り込んだ視点なども入ってくるのかなというふうに考えてございます。

それから、次のページ裏面の2ページに移って、自治基本条例施行に伴い行政評価制度に変化はあったかというお尋ねでございます。

新宿区の行政評価制度は平成11年の試行以来実施しており、現在の仕組みとしては、

平成19年度の当時の基本構想審議会の答申の提案を受けまして、外部評価制度の導入がされてございます。したがって、19年度以降は、現在の仕組みが既に構築されていたということで、自治基本条例施行によって直接的な変化というものがあるものではございません。ただ一方で、これまで行政評価の実施そのものについては、例えば法律ですとかに根拠があるわけではございませんので、何らかの条例で決めているかというところというものではありませんでした。区長の附属機関としての外部評価委員会条例はありましたが、そういった意味では、自治基本条例で自治体の責務、行政機関としての責務として行政評価制度が明確に位置づけられましたので、これによって職員みずからの意識としては、行政評価を普段の仕事とは別のものということではなくて、普段からの業務の一環としてとらえて、行政評価を行うという意識づけにはなっているものかなと考えてございます。

行政評価制度に対するご質問については、以上の4点について、ご質問がございましたので、文書回答させていただくとともに、補足的にご説明をさせていただきました。

私からは以上でございます。

○内海副会長 ありがとうございます。

何か事務局のほうからございますか。

○企画政策課長 行政評価につきましては、ただいま4点のご質問がございまして、行政管理課長のほうからお答えいただきましたが、もし何かあれば、この場で結構でございます。

○内海副会長 今のご説明について、何かご意見ございましたらご発言ください。

はいどうぞ、伊藤さん。

○伊藤委員 先ほどの質問に対する回答なんですけれども、そもそも行政評価を通じて、何か余り動きが出てないような、それこそ廃止になるぐらいの影響がないと、本当に区民が主役になっているとは思えないんですけれども、何か、今後そういった単なる内部評価のチェックというだけではなく、外部評価を通じてでも、本当に動かせるような体制とかというのはお考えになったりするのでしょうか。

○内海副会長 はいどうぞ。

○行政管理課長 現在の行政評価の仕組み上では、あくまで外部評価は内部評価のチェックという仕組みでございますので、いわゆる事業仕分け、事業判定というものを現在やるという考えはございませんが、一方で行政評価を受けて、例えば事業を統合し、一方

の事業を廃止したというものは、昨年度もございますし、そういった意味では内部評価は甘いのではないですか、こういった事業についてはもう存続する意味が薄れているのではないですか、というものについては、外部評価委員会からも積極的にそういうご意見を出されております。それに伴って、事業が一たん終了したというものは過去にも実績がございますので、そういった意味ではご質問の趣旨の一部はそういった形で反映はしているのかなというふうに考えてございます。

○内海副会長 伊藤委員よろしいですか。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○内海副会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ないようですので、次に進めさせていただきたいというふうに思います。

○企画政策課長 続きまして、13番の別紙1の2ページのところに、13番の区の財政状況の公表というのがございますが、本日、財政課長が別の公務で欠席ですので、私のほうから代理で答えさせていただきます。

ご質問事項につきましては、財政状況、予算編成ともに、新宿区の広報等で公表しているけれども、わかりにくい、理解しがたいと、誰にでもわかる、中学生にもわかる程度で、工夫して掲載してほしいということでした。

これにつきましては、私どももさまざまな形で区の財政状況を公表しております。また、区の会計の仕組み、公の会計の仕組みがわかりにくいということで、一般の民間企業でもやっているような財務諸表、貸借対照表ですとか、損益計算書に準じるものをつくって、公表はしておりますけれども、なかなかそれも一般の区民の方にはなじみがないうところがございます。そういったところもございまして、例えば、きょうお配りしてございます新宿区の財政というようなものも発行したりしまして、これは見開きで何ページかにわたっておりますけれども、例えば2ページ目の真ん中のところに歳出予算というのがあって、果たして区の予算は1万円当たりどういった形で使われているのかということで、例えば福祉費ですと、障害者、高齢者の福祉、生活保護などに、1万円当たりというと3,034円、子ども家庭費、子どもの支援などに1,612円等々、なるべくわかりやすいような形で掲載させていただいているところです。

また、その下には、区民1人当たりの内訳、歳出、どれだけ区の支出が出ているのかなということで、やはり、福祉費が1人当たり13万円ということで、かなり多くなっ

ておりますけれども、こういったような形で区民の皆様にごできるだけわかりやすくお知らせしようと努めているところでございます。ただ、やはり、財政制度というのはなかなか理解していただくのが難しいというところがございますので、こういった形を出していけばいいのかなということを今暗中模索しているところでございますので、また、ご意見をいただきまして、財政課のほうでもこれから検討していくというところがございます。よろしくお願いいたします。

○内海副会長　ご説明がございましたが、何かご意見ありますでしょうか。

また追って質問があるようでしたら事務局のほうにお伝えいただければというふうに思います。

では、2つ目の議事、検証に入りたいと思います。

本日の検証スケジュールについて、まず事務局のほうからご説明をお願いします。

○企画政策課長　それでは、本日の検証につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず資料1のほうをごらんいただきますが、本日は、この資料1のほうをめくっていただきますと、3ページに、検証項目一覧というのがございます。本日は、そちらにございます検証No. 14「多文化共生のまちづくり」、こちらは第24条の「国際社会との関係」というところに該当します。

それから、次に、No. 15「区民の区政への参加・協働の機会の提供」というところで、こちらは、第14条「区政運営の原則」ということで、それぞれ関連する項目、主な関連制度が多岐にわたっておりますので、なるべく効率的に説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、前回、第4回検証会議で検証予定とさせていただいておりました「国、他の自治体及び関係機関との連携協力」という項目がありました。その中では、伊那市等との交流連携というのがございましたが、これはお時間の関係で、次回、第5回の会議に回させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、次に、資料2をごらんいただきたいと思えます。

ただいま資料1のほうで、本日の検証項目をやりましたけれども、こちらタイムスケジュールということになっておりまして、ちょっと今回もかなりタイトとなっておりますので、よろしくお願いいたしますと思えます。

以上です。

○内海副会長　事務局のほう説明を伺ったんですけれども、まず初めに、検証項目の14、

「多文化共生のまちづくりの推進」についてご報告いただきますけれども、今、ご案内ありましたように、このタイムスケジュールに沿って進めていきたいというふうに思っておりますので、協力のほどよろしく願いいたします。

それともう一つ、前回の終わりに少し発言させていただいたんですけれども、この自治基本条例との関係、影響、そういったことに着目してお話を伺いし、そしてご意見も述べていただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

では、事務局と担当課長からご説明いただけるということですので、よろしく願いいたします。

○企画政策課長 それでは、初めに、資料1のほうをごらんいただきたいと思います。まず初めに、自治基本条例の第24条、多文化共生のまちづくりということで、24条を読み上げさせていただきますけれども、「区は、国際都市として自覚を持って国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする」と、解説に書いてございますが、新宿区というのは、区内外のさまざまな方々が住み、働き、学ぶまちであるということです。

それから、観光などでも多くの方が訪れるまちということで、第24条では、こうした国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めることを規定しているということです。

特に、新宿区、多文化共生のまちづくりをテーマとして取り組んでおりますので、今回は、多文化共生のまちづくりということで説明をさせていただきたいと思います。

では、多文化共生推進課長、よろしく願いいたします。

○内海副会長 よろしく願いいたします。

○多文化共生推進課長 多文化共生推進課長の太田でございます。よろしく願いいたします。座ってご説明させていただきます。

今、事務局から説明がありました第24条ですけれども、こちらの条文から区の事業として直接的には落としづらいところですが、自治基本条例の前文では、「私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には国内外の人々が共に暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示している」また、最後のところには、「私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざす」ということをうたっております。

こういった前文の趣旨を踏まえ、第24条の国際都市との相互理解について、多文化

共生のまちづくりという視点からご説明をさせていただきます。

初めに、新宿区の外国籍の住民について、概要をご説明させていただきます。10月1日現在、新宿区の人口32万7,547人のうちの3万5,510人、全人口の10.8%、10人に1人以上の方が外国籍の住民でいらっしゃいます。国籍別で見ますと、中国、台湾出身の方が1万2,948名。韓国または朝鮮の方が1万811人ということで、この2カ国で大体7割ぐらいを占めておりまして、次にベトナム、ネパール、ミャンマーの国籍の方が続いているということで、新宿区の特徴といたしましては、アジアのニューカマーの方、古くからいる方もいらっしゃいますけれども、多くは新しく来られた方ということになります。

次に、在留資格で見ますと、全体の3分の1の方が留学という在留資格で入っています。1万2,000人弱が留学生で、新宿に学びに来られている方が多いということです。

その後で、そういった方々が、文系の方は人文知識・国際業務というような就労資格で就職し、その後に、永住者となっているというのが大きな特徴です。3分の1が留学生、永住者の方が6,241名です。それで、人文知識・国際業務の方が3,000人ちょっとというようなところでの割合になっております。

背景を申し上げますと、80年代の後半から、新宿区の外国籍の方が増えてまいりました。ちょうどそのころ留学生受け入れ10万人計画を政府が発表したわけですが、そうした中で、新宿区へ学びに来る方が多くなり、そして、日本語学校ですとか、専門学校も多く受け入れるようになったところから、その後卒業された方が、次第に就労資格に移って、定住するというような形での増加をたどっているということです。

新宿区の多文化共生の取り組みということでご説明させていただきます。事業の概要等はお手元の資料にございますけれども、あと本日お配りしています資料の中に、しんじゅく多文化共生プラザのパンフレットがあります。こちらを見ていただきますと、こちらは平成17年に歌舞伎町のハイジアというビルの11階にしんじゅく多文化共生プラザという施設を設けました。地域の中で、外国籍の方が多くお住まいになると、いろいろな課題があるということになります。例えば言葉の問題、コミュニケーション不足から、生活習慣や文化の違いということがありますけれども、ごみの出し方やアパートの住まい方、そういったことが一つ一つ課題になってきたわけですが、新宿区としては、そういう中で、コミュニケーションをうまくとっていただくために、日本語の学

習を支援していくというようなことをしております。こちらのパンフレットの一番下のところに小さくありますけれども、「交流する」、「日本語を学ぶ」、「相談する」、それから「暮らしの情報を得る」と、こういった4つの柱で施策を展開しているところでございます。

日本語を学ぶことにつきましては、資料の中に新宿区日本語教室というパンフレットがございますけれども、中身はまた改めて後ほど見ていただければと思いますけれども、現在、新宿区内10カ所で、12教室で日本語教室を開いているところでございます。

それから、こちらのチラシですけれども、外国人相談窓口というものを設けておりまして、区役所の1階の相談窓口では、月曜日から金曜日まで、英語、中国語、韓国語での相談が受けられるように相談員を配置しております。先ほど申し上げたしんじゅく多文化共生プラザでは、英語、中国語、韓国語に加えてタイ語、ネパール語、ミャンマー語というようなところも対応できるような形での相談窓口を設けております。

それから、もう一つは、暮らしの情報を得るということですが、新宿区に最初にお住まいになったときに、こちらの新宿生活スタートブックという冊子をお配りしております。こちらは、中を見ていただきますと、いろいろな行政の手続の情報ですとか、先ほどの日本語を学ぶ際にはどこへ行ったらいいかというようなところ。それから、暮らしの中の基本的なルールというところを一冊のパンフレットにまとめたものでございます。

こうした情報を提供しながら、地域社会の中で、日本人とコミュニケーションを取りながら、生活をしていただくということを基本的な目標に置いて、多文化共生の施策を展開しているところでございます。

本日、隣に来ていただいておりますのが、新宿区多文化共生まちづくり会議で副会長をいただいております李承珉副会長、外国人住民の当事者としてのお話しをいただければと思ひまして、来ていただいております。

○李承珉氏 皆さんこんにちは。座らせて話を申し上げます。

私は、李承珉と申します。私は、先ほど課長から説明がありましたけれども、ある意味新宿区で住む外国人の典型的なパターンの一人かもしれません。自己紹介を兼ねて、新宿区との縁を申し上げますと、私は、96年留学生として日本に来ました。留学生として日本語学校で日本語を学んで、新宿区内の大学で勉強しました。その後、人文知識・国際業務というビザを取り、その後、投資経営ビザを取って、自分の仕事をするよ

うになり、現在は永住権を取っている。そういうこの18年間の流れが先ほど課長が説明したように、留学から始まって、いわゆる外国人として定住に至る、そういう人間の一人として呼ばれたかなというふうに思います。

皆さん御存じのように、新宿区には1割を超える外国人が住んでいて、そういう多くの人々が新宿区に住んでいらっしゃるということは皆さん御存じだと思うんですけども、2010年、ちょっと古い統計なんですけれども、2010年に、外国から来た観光客の中で、一番訪れる場所というのがこの新宿・大久保だったんですけれども、その当時、2番目が銀座、3番目浅草で、そういう統計もありました。今はちょっと変わったかもしれないませんが、まさに新宿区というのは国際都市であり、国際観光都市でもあるというふうに変化をしてきました。

私が、新宿で最初に住み始めたのは2003年ですが、当時、やはり外国人として部屋を借りることはとても難しくて、不動産屋から断られたこともありますし、契約に至る直前に大家さんから断られたこともありました。しかし、最近ではまちを歩くと、あちらこちらで外国人大歓迎という文字が書かれたそういう不動産屋が多くなっていますので、やはり時代は少しずつ変化して、外国人にとって、新宿区は住みやすい、そういうふうに変化をしてきたと思っております。

私も、この新宿区に住んで、仕事場も新宿区にあるんですが、国際都市になって、東南アジア系の料理店もたくさんありまして、昼に御飯を食べるときにはいろいろと選択肢があってとてもおいしく食べられる、そういうまちでもあるので、そういう新宿区に住んでいるということに関しては、とても満足していますし、誇りを持っております。

この新宿というまちは、留学生が多いと説明にもありましたけれども、外国人が、特に韓国、中国系の人々が日本に来て勉強し始める際に、一番住みやすいというふうに思っています。日本語学校もたくさんあり、専門学校もたくさんあり、しかも優秀な大学もありますし、アルバイト先も見つけやすく、部屋も借りやすい。そういういろいろな環境が整っており、外国人としては、新宿は、まさに日本を知るプラットフォームみたいな、そういう役割を果たしていると思っております。

それで、先ほどの多文化共生プラザも、全国で初めて、そういう施設も運営しているし、3年前からは、多文化共生まちづくり会議という外国人と日本人が半分ずつ集まって、この新宿区の未来の話をする、そういう優れた会議もあります。そういう意味では、私は新宿区というのが今後20年、30年、あるいは50年後の日本の未来を先に反映して

いる、そういうふうに思っています。新宿区がどういうふうになるか、変わっていくか、創っていくかによって日本の未来も変わっていく可能性もあると思います。我々は外国人ですが、一住民として、自覚を持って積極的に新宿区の区政や、あるいは政策にかかわっていくつもりであります。

今後は、いろいろな外国の人々がその外国人の文化や言葉、そして生活習慣を守りながら、そしてそのことを自信を持って、自分の二世、三世にもそういう自分の文化や伝統を教えられるような、それでそういういろいろな国々の文化や伝統をお互いに恭順できるような、新宿区がそういうまちになることを望んでおります。

とりあえず以上です。

○内海副会長 ありがとうございます。とても説得力のあるお話だったかと思えます。

では、これから質疑と評価票を書く時間を設けたいと思いますが、まず、質疑ということで、ご意見のある方、挙手をお願いいたします。

どうぞ吉川委員。

○吉川委員 ただいま、素敵なお話を聞かせていただいたんで、何かそれと反比例するようで申しわけないんですけども。

もう大分前の話なんですけれども、家の近くに、アジア系の留学する子どもについて親と一緒に住みになって、親は、悪さをするために子どもについてきたんです。部屋を借りるんです、部屋を借りて子どもといるんですが、その部屋を毎日部屋貸しするんです、外国の方に。その外国の方は、二、三日して、またすぐ引っ越してしまうわけですから、今、おっしゃった新宿区のルールを全然理解しようとしなくて、地域の方のルールも理解しようとしなくて、絶えずいざこざが起きて、それでいざこざが起きて大事になりそうにすると、どっと大勢人が来るんです、外国の方が。それで何か脅かすというところまでは行かないかもしれないが、人海戦術です。余り大勢外人の方がどっと来られちゃうと近所の方は、何かされるんじゃないかと思って黙ってしまって、俗に言う泣き寝入りですか、というようなことがあったんです。そういったことに対する対応はどうかとちょっとお聞きしたいなと思ったんですけども。まことにすみません。すばらしいお話の後、こんな話で。

○内海副会長 そのようなご対応に関して、お答えいただけますか。

○多文化共生推進課長 外国人の方と言っても、なかなか一括りにするわけにはいきません。やはり個人個人いろいろな方がいらっしゃるというのは事実でございます。入国管

理行政、国の仕事でやっておりますけれども、まず入国のときから、入国審査というの
はかなり厳しくされていますし、入国警備官という方がいらっしゃいまして、不法就労
対策ですとか、そういった対策をされています。

今のようなお話も、日本の社会ルールというものを十分に理解されていない方という
のはいらっしゃると思います。そういった中では、日本の中で生活をしていくためには、
時間をかけてなじんでいただく、社会ルールを理解していただくという取り組みが必要
で、先ほどの「新宿区生活スタートブック」ですとか、生活情報誌というようなものも
お配りしていますし、あとホームページ、それから新宿区の広報の外国語版の広報紙、
こういったものをお配りしながら、理解を深めているところでございます。

○内海副会長 ありがとうございます。

そのほかに何かございますでしょうか。

どうぞ安田委員。

○安田委員 この提言書という分厚い資料の中に、こういうまとめがありますね。97ペ
ージ、ちょっとごらんいただきたいんですけども。

区の課題というところですが、その①のところ、多文化共生とは何か、もっと議論
を進める必要があります。基本計画で、多文化共生という用語を用いるならば、多文化
共生の定義はどのように考えるのかと、こういうことも提言されております。この文言
というのは、私は非常に重要な文言じゃないかと思っております。

○内海副会長 私もそう思います。

○安田委員 ですから、今後、ここじゃなくて、もっと別な部分の中で、ひとつ多文化共
生について、前提も含めて、この議論を大いにすべきだと思います。

というのは、多分、新宿区は、多文化共生の定義をどのようにとらえているのか、例
えば2006年3月に、総務省から、多文化共生の定義が出ております。これに基づいて、
そのまま進んでいるのでしょうか。

○内海副会長 関連して、土屋委員お願いいたします。

○土屋委員 同じようなことなんですけれども、とても新宿区の今の取り組みというのは、
外国籍の方の区民の権利というか、そういうところでは大変手厚い取り組みだと感じる
んです。第5条の区民の権利という点では、外国籍の方の区民の方も、日本国籍の方と
同じようにさらに手厚く取り組んでほしいことだと思うんですけども、24条の
相互理解及び協調とありますけれども、これは、外国籍の方だけではなく、古くから住

む新宿の日本国籍を持った人たちにもお互いに共生というところでの取り組みというのが必要だと思うんですけども、そのあたりの実際どういう取り組みをやっているのかということと関連づけて多文化共生ということをどのように思われているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○内海副会長 お願いいたします。

○多文化共生推進課長 まず、外国人の方に手厚いという話があったんですけども、その多文化共生の取り組みを行っていること自体、先ほど申し上げましたように、地域の中でいろいろな課題がある中では、コミュニケーションをうまくとらなければいけないというところで、外国人の方にまず日本語を学んでいただいているわけです。

もう一つ、国際理解ということでは、多文化共生に限らず、いろいろなところで、学校でも小さいうちから国際理解室というところが教育委員会の中にあるし、国際理解という教育の中でやっておりますし、例えば、いろいろな団体が、先週ですと、清水委員のところの団体でも、多文化共生という形でのイベントを開いていただいています。さまざまところで、国際理解を進めるためのイベントがあったりですとか、我々も国際理解を進めるためのそういった講座を持ちながらやっております。

もう一つは、新宿未来創造財団というところが、もともと地域国際化協会ということで始まっておりますので、そちらのほうでも国際理解を進めるための講座等も開いているところでございます。

○内海副会長 よろしいでしょうか。

ご質問どうぞ、高野委員。

○高野委員 区民会議のときに、代表者会議をつくってくださいというふうにしたのが、実は私たちなんです。そのときに、これはどういう意味で書いたかということ、外国人の方が、要するに区政に参加をできるような形のチャンスを与えようよということが目的で書いたんです。だけれども、声を本当に行政が外国籍というか、外国人の方、日本国籍を持っている方がいらっしゃると、それが対象ですが、その人たちの声をどういう具合に取って、それを、ただ区長の諮問機関だから区長に答申すればいいというだけじゃないと思うんで、その反映の仕方、とらえた言葉をどういう形でみんなに知らせるかというところをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思うんです。

ちょっとわかりづらくて申しわけないんですが、要するに声を聞いて、その声が、ある団体から来た声が、もしかすると団体の個人の方の意見かもしれないじゃないですか。

それが、個人の方の本当の生の声が行政のほうに届いてくるかということもちょっとわかりづらいただろうと思うけれども、その辺のところを踏まえながら、その声をどういう具合に活用していくというか、それをちょっとお聞かせ願いたいなと思いました。

○多文化共生推進課長 先ほどの多文化共生の定義につきまして総務省の報告書が出ておりますけれども、明治大学の山脇教授が座長を務められていた会議でございまして、今でも明治大学の山脇教授には多文化共生まちづくり会議にも入っていただいていますので、総務省の定義との差異はないかと思えます。そういった理解で進めているところがございます。

それから、今のご質問ですけれども、確かにお一人お一人の声を全て受けとめるということとはなかなか難しいと思えます。しかも、多文化共生推進課だけが、それを受けとめていくということではなくて、やはり外国人の方も区民として窓口にいらっしゃいますし、その中で、区の職員ともいろいろな場面場面でのコミュニケーションがあると思えます。当然、日本社会の中で生きていく、生活していくためのコミュニケーションということですから、日本のルールにのっとり中でのご対応ということになります。学校現場では、子どもたちの意見を教師は聞き、保護者の方の意見を聞いたりという、それぞれの場面、場面でのご意見を伺う場というものはあるかと思えます。ただ、それを集約してというところまで行ってないというのが現実でございます。

○内海副会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、斉藤委員のほうからよろしくをお願いします。

○斉藤委員 「朝日新聞」で、ちょっと1カ月ぐらい前か、大久保のほうの韓国の方が今やっぱりお店が不景気で、商店街と協働で町を興したいというような話が新聞に載っていたような感じがしたんですけれども、そういう、高野さん言ったように、町の声の出てきたときに、新宿区の多文化共生プラザとして、どういうふうに協力していくのか、そういうお話は聞いたことないですか。あります。李承珉さんもかかわっていますか。

○李承珉氏 ええかかわっています。

○斉藤委員 じゃその辺をちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○多文化共生推進課長 概要をご説明しますと、いろいろな社会情勢の中で、経済情勢の中で、新大久保が一時期はかなり韓流ブームでにぎわっていたのが、最近、ウォンが高くなって円が安くなったり、大久保通りでデモがあったりとか、そういったさまざまなことで観光客の方が少なくなっている。そういう中で、そこの地域で商売をされている

韓国の方々が、地域の人たちと連携をして、要は地域でまちおこしが何かできないかというような検討をされているということで、お話を伺っているところでございます。

これから商店街とどういう連携ができるのか、そういった具体的なところまではまだ商店街とのお話しができていませんので、現在いったところですよ。

○内海副会長 ありがとうございます。

○斉藤委員 そこで、多文化共生プラザとして、例えば、何かそういうバックアップみたいなことはしていく考えはあるんですか。

○多文化共生推進課長 実際にバックアップということではないですけども、地元の方々との調整というのは必要ですよ。そういった中では、新大久保の商店街の方、それから当事者の方々とも、双方お話を聞きながら、地域の中でうまくやっていただくというのが一番ですから、調整させていただくつもりではあります。

○内海副会長 ありがとうございます。

古澤委員が先ほどから手を挙げていらっしゃるんで、申しわけありません。

○古澤委員 今お話が出ましたヘイトスピーチの問題です。この一、二年、非常に日本の社会を揺るがしている人権侵害の重大な問題だと思うんですが、とくに多文化共生のまちづくりを目指している新宿にとって、これは本当に揺るがせにできない大変な問題だと考えておりますが、どうでしょうか。この間、都知事に新しくなられた方は、法規制などもきちんと考えようというようなこともおっしゃっていらっしゃいます。新宿区としては、どんなふうに取り組みられてこられたか、その辺をちょっとご説明いただけたらありがたいと思います。

○多文化共生推進課長 これも非常に難しい問題ですが、実際に、区が取り組むという点では、法的な規制もありませんし、デモ行進自体は東京都公安委員会の許可ということで、公安委員会は、公安条例の中で許可しなければならないということですので、あとはじゃどういうことができるかということ、けが人が出ないようにですとか、地元の方々に危害が及ばないようにということで警察と連携をして、警備をしっかりとやっていただくというような形での対応をしております。

あとは、地元の方々ともお話をさせていただいているところでございます。区のスタンスとしましては、多文化共生のまちづくりを進めていく中では非常に残念であるということ、それから、そういったことを国レベルで大きな議論をしていくべきであろうと考えているところですよ。

○内海副会長 ありがとうございます。

非常に重要で、かつ難しい議論ばかりだと思いますけれども、もう少し時間もまいましたら、どうしてもご意見を述べたいという方、どうぞ、安田委員お願いします。

○安田委員 先ほど申したように、ここで多文化共生を議論すると、時間は幾らあっても足りません。いろいろな課題もありますし、メリットも、デメリットも含めてやって、しかしながら、新宿区はもうぼんと美辞麗句的に多文化共生を区長も盛んに言っているわけです。その工程をどうするのかと、またいろいろな問題があるということの前提すら議論されないで、そういうことであるとすれば、非常に不安を感じるんです。ですから、今回だけじゃなくて、もっと別なところで、条例の前文というものもありましたし、そこには先ほど申したように多文化共生社会のうんぬんかんぬんありますから、そういうものを含めて、文言の議論というものを、ここで多文化共生も一つの議論のワードとして取り上げていただきたい、それだけ提言したいです。

○内海副会長 わかりました。

どうぞ。

○土屋委員 質問ではないんですけれども、今回のこの多文化共生というのは、17条のこれから議論するとか、つくっていくべき住民投票の個別条例にも大変重要な意味を持つと思います。多文化共生の担当課長や李承眠さんのお考えは大体お伺いしなくてもわかるんですが、これは、やっぱり時間をかけて新宿区のためにどの方法がいいのかというのを今後課題として残していかなければならないことだと思います。

○内海副会長 わかりました。ご意見として承っておきます。

ありがとうございます。

先ほども言いましたように、非常に重要なかつ難しい問題がたくさんあると思いますけれども、ご説明はとてよくわかりましたし、重要な議論ができたと思います。ありがとうございました。

では、このテーマにつきましては、以上にいたしたいと思います。

何かほかにもありましたら、また事務局のほうにお寄せいただければというふうに思います。

時間が押しておりますので、質問票を記入いただく時間もございませんので、それにつきましては、後ほど、あるいは次回、記入いただいたものを事務局までお寄せいただければというふうに思います。

では、検証14を終わって、説明の入れかえということなんですけれども。

ご説明どうもありがとうございました。

○企画政策課長 この入れかえの時間を活用させていただきまして、条文のほうの説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○内海副会長 はいどうぞ。

○企画政策課長 それでは、先ほどごらんいただきました資料1の2ページ目に条文が書いてございますけれども、区政運営の原則ということで、14条です。こちらの14条につきましては、1条から6条までございますが、これは、これまで財政ですとか人事、それからきょうは宿題で話しましたけれども、財政状況の公表ですとか行政評価、そういったお話をさせていただきました。本日は、第5項にございますように、区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政の参加及び協働の機会を提供するものとするという条文につきまして、これに関連する諸制度の説明をさせていただきます。

解説の下のほうに線が引っ張ってございますけれども、「第5項は」とございますが、これは、第5条第3項にもございますように、区政に参加する権利です、これは区民の区政に参加する権利を受けまして、区民の区政に参加する機会と、区民と区の行政機関が、共通の目的を実現するためお互いを理解し、認め合い、それぞれの役割と責任において連携し、協力し合う機会（協働の機会）を提供することということの規定しているというものでございます。

こういったことを理解していただいた上で、説明に入らせていただきます。

○内海副会長 それでは、次の検証項目15、区民の区政の参加・協働の機会の提供というところについてご説明をお願いいたします。

○企画政策課長 それでは、初めに区民会議、区民討議会ということで、資料3の個票をごらんいただきたいと思います。

左上に関連する条例・制度等の名称で、区民会議、区民討議会がございます。

こちらにつきましては、区の計画ですとか、制度をつくるときに審議会や委員会というものをつくります。そこでは、区民の委員の方々も参加しますが、参加する方は限られております。そういったことから、多数の区民の方に参加していただく仕組みの一つとして、こういった区民会議、それから区民討議会というものがございます。

まず初めに、区民会議なんですけれども、1番の、区民会議のところをごらんいただ

きたいんですが、こちらにつきましては、基本構想ですとか、基本計画、都市マスタープランの策定に当たりまして、区民との参画と協働による計画づくりを行うために、平成17年度に新宿区区民会議を立ち上げたというものです。

区民会議は、376名の公募区民、それから14名の学識委員の計390名で構成されたテーマごとの6つの分科会を立ち上げまして、これを中心に、基本構想や基本計画、マスタープランに盛り込むべき内容について検討を行っています。

区民会議につきましては、平成18年6月25日、約1年間の検討結果を提言書としてまとめ区長に提出したということで、先ほど安田委員のほうからご紹介いただきましたけれども、公募による大多数の区民の方々の参加を得て提言書をつくりまして、これをもとに基本構想、それから総合計画をつくってきたというところでございます。

それから、もう一つ、区民討議会というのがございまして、これは、自治基本条例、今回、皆さんに検証していただいている自治基本条例、それから新宿区第二次実行計画というのがございまして、実行計画というのは区の方向性を定める基本構想、それから、それに基づいて施策を具体的に述べております総合計画、その施策を具体的にどうやって実行していくのかというのを定めた実行計画というのがございましてけれども、こちらを策定する際に多くの区民の方々の意見を聞くという手段の一つとしてやらせていただいたものです。

皆様のお手元に、今回、新宿区自治基本条例のための区民討議会実施報告書というのがございますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

そちらの2ページをお開きいただきますと、まず真ん中辺に、4番「区民、議会、区行政三者が一体となった取り組み」ということで、これは既に皆様方にご紹介させていただきました、この会議をつくる際の検討連絡会議、この絵が描いてあります。

そして、その下に、5番ということで、区民討議会の開催ということがありまして、その真ん中辺に、区民討議会はというのがございまして、区民討議会は、区民から無作為抽出により参加者を募り、今までの公募による会議体とは異なり、限られた特定の人や専門家の意見だけでなく、より広範な区民の参加により、多様な区民の意見を公正に収集することができるという趣旨から、こういった会議を開催させていただきました。

3ページ目をお開きいただきたいんですが、下のほうに6番、（仮称）自治基本条例についての流れというのがございまして、この段階では、まだ（仮称）でございましたけれども、この自治基本条例をつくる際に、左のほうからありますが、まずは、

条例に盛り込むべき事項の検討、それから条例骨子案の作成ということで、この条例骨子案を作成した段階で、アンケートですとか、パブリックコメントもやりましたけれども、その一つの手法として区民討議会というのを開催したというところでございます。上のほうに、その説明が書いてございますけれども、多くのサイレントマジョリティの方々の意見を把握するための手法ということで、このときには、住民基本台帳から無作為で抽出しました18歳以上の1,500人の区民のうち参加申し込みのあった156名の応募者から抽選で選ばれた60名、実際参加者は57名でしたけれども、この方々に集まっていただきまして、五、六名ずつのグループに分けて、いろいろと討議していただいたということでございます。

次に、第二次実行計画策定に向けた区民討議会実施報告書ということで、また恐れ入りますけれどもちょっと別のものがございますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

こちらにつきましても、無作為抽出で、55名の方に参加していただきまして、区の実行計画を策定する際に検討していただいて、評価していただいたというところでございます。

こういった評価をもとに、区の実行計画につきましても、策定をさせていただいたというものでございます。

ちょっと駆け足で申しわけないんですけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

○内海副会長 ありがとうございます。

では、ご担当者のほうから、それぞれご説明をいただけますでしょうか。

○地域調整課長 地域調整課長でございます。

○内海副会長 よろしく願いいたします。

○地域調整課長 それでは、NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進についてご説明いたします。個票のほうをごらんいただきたいと思っております。

先ほど、企画政策課長のほうでご説明しましたように、自治基本条例の5条3項区民の区政に参加する権利、それを受けて、14条第5項の区政への参加、あるいは協働の提供の機会というものを受けて、この事業を実施しているところでございます。

制度・事業の概要の欄をごらんいただきたいと思っております。

協働事業提案制度の実施を通して、区民参加を促進し、地域課題の解決を図り、協働

支援会議において、協働事業の推進の仕組みを考え、多様な主体の参画による協働のまちづくりを進めています。

また、地域を支えるNPOや地域活動団体など、多様な主体との協働を促進するため、地域活動団体等の連携、協力、情報交換の場として、新宿区NPO協働推進センターを開設し、運営しております。

取組み状況ですけれども、ちょっと説明の関係で、先に2番の協働支援会議のほうを先に説明させていただきたいと思います。

この協働支援会議は、NPO活動資金助成事業の審査、あるいは協働と参加を進めるための仕組みづくりについて検討を行うために、平成16年に設置した会議体でございます。この協働支援会議の構成員は、外部委員として、公募区民の枠を設けて、区民の区政参加を図り、新宿区にふさわしい協働事業を推進しているところでございます。

この協働支援会議の委員は、1番のほうの協働事業提案制度、これの提案を審査する審査会、あるいはここで選定されて区と協働実施する事業の事後評価、事業評価を行う委員も兼ねております。構成委員は8名で、ここに記載のとおり学識経験者1名、NPO2名、公募区民3名、事業者1名、社会福祉協議会1名ということで活動しているところでございます。

開催実績は記載のとおりでございます。

1番のほうの、協働事業提案制度を引き続き説明させていただきたいと思います。

この協働事業提案制度というのは、NPOなどの地域活動団体からその専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を公募いたしまして、協働支援会議委員を中心とした審査会が選定した事業を当該団体と区が協働して実施するものでございます。平成18年度から開始した制度で、23年度までの6年間で98事業の提案がございました。そのうち19事業を協働事業と実施しているところでございます。

平成24年度には、制度の見直しをした関係で公募を一時休止しましたけれども、25年度、見直し後に募集をしまして、8事業の提案があり、1事業を選定されてございます。

また、26年度につきましては、現時点でございますけれども、14事業の提案がございまして、うち2事業を審査会のほうで選定しているところでございます。

先ほど若干ご説明しましたように、ここで採択されて区として協働してする事業につきましては、毎年事業の実施評価を行いまして、翌年度の事業運営に反映させていると

ころでございます。

続きまして、3番の、新宿区NPO協働推進センターを説明させていただきます。

ここは、多様な主体の協働の取り組みや地域課題を解決していく基盤づくりを支援する拠点として、平成25年4月に開設した施設でございます。このセンターにおきましては、区内で活動を行うNPO団体等を対象とした活動場所の提供、交流の機会、講座、シンポジウムの開催等で、NPO団体を支援するような内容の講座、あるいは活動団体同士の情報交換、収集を行うネットワークづくりの拠点、活動基盤の強化という形で運営しているところでございます。平成26年9月末現在で利用登録団体が132団体ございます。

また、この施設運営に当たっては、指定管理者制度を活用して、協働の機会を踏まえた取り組みをしてございます。この指定管理者につきましては、公募により選定を行っております。現在は、区内NPO法人の集合体であります新宿区NPOネットワーク協議会を指定管理者としていただいております。また、この施設の運営に当たりましては、利用者団体による事業運営委員会を設置するなど、利用者の参加の仕組みを導入しています。また、区とこの指定管理者とは月に1回連絡調整会議を開催しております。相互に情報交換、連携を図っているところでございます。今後も、この多様な主体の連携、協働の推進をしていく下地づくり、きっかけづくりとしてこの施設をより効果的にしていきたいと考えてございます。

あわせて、資料のほうを若干ご説明させていただきたいと思っております。

次第のほうに冊子類ということで、(8)から(14)までがこの協働事業に関する資料でございます。(8)が、協働事業提案制度の実施要綱、協働提案事業の根拠となるものでございます。(9)が、26年度新宿区協働事業提案募集の手引き、こちらのほうが、1ページに協働事業提案制度の目的、2ページに、基本原則、そして3ページから、提案をしたい団体さんのほうにわかりやすく説明した、具体的に提案してから制定、区が採択するまでのスケジュール、流れをお示ししてございます。4ページ目には、繰り返しになりますけれども、事業実施後に、事業評価を毎年行ってきますということに記載してございます。5ページの下以降が募集要綱の資格、あるいは選定基準等を記載しているところでございます。

ここで22ページをお開きいただきたいと思います。

22ページのところに、協働事業提案制度による実施事業の一覧ということで、制度

発足当初からこれまで選定した事業について一覧で記載しているところがございます。

続きまして、この「L e t ' s 新宿 協働」という(10)、(11)の資料でございますけれども、「L e t ' s 新宿 協働」1号と2号がございまして、1号のほうは、6ページのところをごらんいただきたいと思います。下のところですが、協働って何ということ、まさに自治基本条例を受けて、新宿区として、協働とはどう考えているか、そして協働提案制度はどういうことを求めているかということ、を簡単に説明したものでございます。

2号のほうですが、こちらは5ページのところをお開きいただきたいと思えます。5ページ、6ページ、7ページで、N P O協働推進センターを開設いたしましたので、これのP Rを兼ねて記事を書いているところがございます、この推進センターをわかりやすく解説したものでございます。

それぞれ1号、2号の裏表紙に協働事業提案制度の流れ等を記載してございますが、この冊子につきましては、編集委員を公募して、実際に講座を受けていただいて、その方たちに区が採択をして実施している協働事業を実際に取材しに行ってください、この冊子にまとめていただくということで、ここにも区民の参加の機会を確保しておりますし、この冊子を通して協働事業、あるいはそこで行われている具体的事業のP Rにつなげているところがございます。

資料(12)の協働支援会議の設置要綱につきましては、ご説明しました支援会議の根拠になるものでございまして、資料(13)は、今現在の協働支援会議の委員の名簿でございます。そしてまた、最後(14)番ですが、N P O協働推進センターのリーフレットということで、通常は区民向け、あるいはN P O向けにこの施設を紹介するための資料でございます。

私のほうからは以上でございます。

○内海副会長 ありがとうございます。

続けてお願いしてよろしいですか。

では、都市計画課のほうからと思えますけれども、よろしく申し上げます。

○都市計画課長 都市計画課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

個票番号No. 15の③「区民参加によるまちづくりの推進」についてご説明をさせていただきます。

都市計画審議会、景観まちづくり審議会、住宅まちづくり審議会を記載してございま

す。こちらの委員については、区民枠を設け、区民の区政への参加を推進しております。

各審議会は、各施策に関する重要な事項を審議するため、条例に基づき、設置される区長の附属機関であり、区長の諮問事項に対して審議・答申等を行うことを通じて、区民の区政への参加を図っております。

それでは、各項目について個別に説明をいたします。

まず、「都市計画審議会の運営」でございます。

別途参考資料を1枚のペーパーでお配りしております。A4縦でございます。ございますでしょうか。大丈夫ですか。

都市計画審議書の概要を説明いたします。

都市計画審議会は、区が定める都市計画及び都が定める都市計画において、区が提出する意見に関することなどについて都市計画法に基づき都市計画案を調査、審議する機関でございます。都市計画は都市の将来の姿を決定するものでありまして、区民生活に大きく影響を及ぼすというものでありますので、都市計画を定めるときには、行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者、区議会議員、関係行政機関、そして新宿区の区民、3名ですが、うち2名を公募とさせていただいております。この方たちから構成される審議会での調査、審議を経て決定するということになっております。審議会の委員は、2年でございます。学識経験者10名以下、こういう構成になってございます。

2番、審議会の公開でございますが、当審議会については、会議は原則として公開しております。傍聴もできるということになってございます。

開催実績や議事録等については、窓口及び区のホームページで公開しておりまして、全体を見ることができます。ただし、個人のプライバシーに関するところについては非公開となっております。

3番の開催実績、22年から26年度の開催実績は、以下のとおりとなっております。

都市計画審議会は以上でございます。

○景観と地区景観課長 続きます、「景観まちづくり審議会の運営」でございます。

私は、景観と地区計画課長の森と申します。よろしくお願いたします。

個票のほうをごらんください。

景観まちづくり審議会、こちらのほうは、新宿区の景観まちづくり条例に基づいて設置されているものでございます。

委員は、現在16名おりまして、そのうち区民枠のほうは8名、つまり半分が区民枠

でございます。そして、その中で公募委員が4名でございまして、団体代表が4名というような委員で構成されております。

任期は2年でございまして、7月から新しい委員で今運営しているところでございます。

前回の委員のときにも、同じようなメンバー構成でございました。

そして、今回の、基本条例を制定された上で、私どもが、気にしたところは、まず公募区民の募集について、幅広く募集すべきだというふうに考えまして、従来は、20歳以上ということで募集をしていましたけれども、24年7月のときからは18歳以上というふうに変えた次第でございます。それは、自治基本条例のところの住民投票のところには18歳以上というような数字がございましたので、そこを参考にさせていただきました。

また、外国籍の方については、従来は、日本語で読み書き、話ができる方というような方で応募をかけていたんですけれども、その条項については削除いたしまして、幅広く、区民の方を応募したいというふうに変えた次第でございます。ただ、実際としては、18歳以上、そういう方が応募することはなくて、前回も、今回も、十代の方、あるいは二十代の方は現実的には委員としてはいらっしゃいません。また、外国籍の方も現実的にはいない状況でございます。

景観まちづくり審議会の運営のほうについては以上でございます。

○住宅課長 住宅課長でございます。

続きまして、個票の3番「住宅まちづくり審議会の運営」についてご説明申し上げます。

内容等ですけれども、住宅まちづくり審議会の委員の人数ですけれども、条例によりまして18名以下ということにしておりますが、今、1人欠員で17名ということになってございます。このうち、区民委員については、住宅まちづくり活動への住民参加を推進し、区民の意見を幅広く区政に反映させるために、規則で、人数を定めて、おおむね、半数の委員を区民代表というふうに構成するようにしてございまして、現在、公募委員が2人、団体代表の方が6名ということで8名になってございます。一応9名以下というふうな形で指定しております。

区民委員は、住宅施策に関連する区内各団体の代表、繰り返しになりますけれども、公募によって選ばれた区民ということで、過去3年間、出席率は88%というふうにな

ってございます。

あわせて、添付資料16番に、住宅まちづくり審議会の概要という1枚ものがあります。あわせて、ごらんになっていただければわかりやすいかなというふうに思います。

1番の、審議会とはということで、新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例に基づいた審議会です、ということになっております。

任期は、2年間ということで、審議会の公開、開催実績をあわせて見ていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○内海副会長 ありがとうございます。

○都市計画課長 続きます、No. 15の④「協働によるまちづくりの推進」に入らせていただきます。

ここでは、駐車場整備事業の推進、地区計画とまちづくりルールの策定、木造住宅密集地区整備促進事業、安全安心・建築づくり、4つの個別の事業を報告させていただいております。

それでは、まず1番、駐車場整備事業の推進でございます。

参考資料をこちらもお配りしております。下にカラーの図がついておる参考資料のほうをごらんいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まずこちら駐車場地域ルールの概要でございますが、新宿区駅周辺地区におきましては、今、建物の建替え更新時期を向かえているということでございますが、東京都の駐車場条例というものがございまして、この中で、建替えをする際には、要は駐車場を床面積に応じて何台というような形で駐車場を設置しなくてはならないという条例がございまして。ただ、今なかなか特に新宿駅の東口等については、駐車場の利用率が低いということで基準どおり駐車施設を設けるということが不合理であるというような現実もございました。そのような中、平成14年度に東京都がこの駐車場の条例を改正いたしまして、地区特性に応じた駐車施設の整備基準、いわゆる地域ルールというものを設置することが可能になったというところがございます。これに基づきまして、平成23年11月に、新宿駅周辺地区地域ルール策定協議会というのを新宿区で設けまして、学識経験者や地元代表及び東京都等の関係機関と協議を行いまして、地域ルールを定めました。また、こちら東口を定めたんですが、西口についても、平成25年12月に策定協議会を立ち上げまして、今地域ルール策定に向けた協議を行っております。

2番でございますが、東口の策定協議会、平成23年11月から平成24年12月にかけて、計10回開催いたしまして、最終的に、平成25年11月22日地域ルールを施行してございます。東口の地域ルールの範囲につきましては、下の青みがかった図の中のオレンジの囲った範囲が、これが東口の地域ルールの範囲、右の図面の赤く着色された部分、これが今策定途中の西口の地域ルールの範囲でございます。

あと、裏面のほうに、策定協議会のメンバーのほうを掲載しております。学識経験者、あと地元の代表の方7名、あと関係行政機関等々で構成しております。

駐車場の事業の推進については以上でございます。

○景観と地区計画課長 続きまして、「地区計画等のまちづくりルールの策定」のほうにまいります。

個票のほうをごらんください。

まず、地区計画等のまちづくりのルールというようなものでございますけれども、委員の皆様御存じのとおり、都市計画で建物を建てる時、高さだとか、容積率とか、建蔽率、決まっていると思いますけれども、そういうルールが決まっている中で、特別なルールを住民合意で定めていくことができるというようなことがありまして、そういうものをつくっていくのが地区計画でございます。

また、そういう都市計画まで至らないまでも、地域の自主ルールというようなものをつくるときもでございます。そういうものを合わせて地区計画等まちづくりルールというようなふうに言っているところでございます。

まず、そちらのほうルールをつくる時は、当然のことながら、地域の皆様方のご理解、ご協力、そして、多くの方々のご意向にこたえるようなものをつくっていくわけでございます。

個票にも、大体真ん中あたりにも書きましたけれども、基本的に大体まちづくり協議会とか、まちづくり勉強会とか、そういうものが通常つくられます。そういう検討組織で検討していくことになっております。ただ、そのまちづくり協議会とか検討会というのは、大体、多くても1カ月に1回ぐらいしか開かれませんが、その中で、多くの方に参加してもらおうというのがすごく悩みでございます。開いても、10人程度、あるいは20人程度ぐらいしかいらっしゃらないというのが現実でございます。そこで、我々、これは従来からやっていたんですけども、やる曜日とか、時間をいつがいいかということを常に聞いています。土曜、日曜開催がいいのであれば、それを尊重して、こうい

うようなまちづくり協議会、私ども大体十数件持っているわけですが、一つの地域については毎回土曜日開催しているというようなことをやって、多くの方の参加を促しているところでございます。

また、説明会、あるいは相談会というような会を開くというときがございませけれども、学校の体育館を借りたりとか、学校の会議室を借りたりとかいうようなことをやっているときが通常でございます。ただ、地域の方により一層参加してもらいたいということになれば、やはり学校というところとちょっと離れていると、本当に地域の近くの空いている駐車場があるからそこでやってくれというような話が以前ございまして、私ども本当に空いている駐車場をちょっと使わせていただきまして、そこでテントを張って説明会を開いたというようなこともございました。

また、個票のほうでちょっと真ん中あたりを見てほしいんですけれども、協議会に参加できない住民にアンケートをとというようなのがございます。アンケートをすることによって、住民の意向を把握するというものでございませけれども、普通にアンケートを出しただけだと戻ってくるのは大体10%から十数%です。それではちょっと心もとありませんので、我々としては、戸別訪問をいたしまして、実際住んでいる方にお会いして、その場でアンケートを答えてもらうようなことをしまして、アンケートの比率を上げているようなことをしております。

そうすると、大体30%から40%ぐらいのアンケート回収率が取れますので、大体多くの方々のご意見を把握できるものというようなことをやっている次第でございます。

まちづくりについては、多くの方々のご意向を把握してやっていくものですから、さまざまな工夫をしてやっている次第でございます。

以上でございます。

○地域整備課長 地域整備課長の依田でございます。

それでは、取組み状況の3番、「地元部会とのまちづくり協議」について説明させていただきます。

別途配付資料で18番、右側にカラーの地図がついてある資料もありますので、あわせてごらんいただければと思います。

こちらのほうに、若葉地区の場所と、あと事業の実績、こちらも載せてございます。

若葉地区ですけれども、木造住宅が密集しまして、細街路、細い道も大変多い地区ですので、区としまして、平成6年に地区計画を決定しまして、共同建替えや道路の拡

幅を進めて、若葉地区の防災性と居住環境の向上を図ってまいりました。平成9年3月には、若葉地区の地元住民の方と新宿区が連携しまして、円滑にまちづくりを進めるために「若葉まちづくり推進協議会」を設置いたしました。この推進協議会ですけれども、地元の町会長や権利者の代表の方、地元の公募の方などから構成されまして、区が協議会の事務局としまして、区民と協働でまちづくりを進めております。

具体的には、平成12年に、若葉の町の将来像を実現するための具体的な整備内容などを定めました「若葉地区まちづくり協力基準」をまちづくり推進協議会で策定しまして、地区内での個別の建替え、共同の建替えの際には、まちづくり協力基準に基づきまず協議を、毎年数件ずつですが行って、まちづくりの目標実現を共に図ってきております。

自治基本条例の施行によりまして、平成9年からのまちづくり推進協議会が区民の区政参画の場であり、また、協働の機会を提供する場としての位置づけが明確になりました。今後とも、自治基本条例の趣旨に則しまして、区民と区との協働により、木造住宅密集地区の解消、協働によるまちづくりの推進を図ってまいりたいと思います。

○建築指導課長 続きまして、建築指導課長の野澤でございます。

取組み状況の4番、「安全安心・建築なんでも相談会」の説明をさせていただきます。あわせまして、資料、最後のところに、こちら区民の皆様チラシとして配っているものも添付してございますので、そちらもあわせてごらんいただければと思います。

こちら、チラシのほうにも書いてございますけれども、建築にかかわるあらゆる区民の方々の相談に答えていくというものでございます。

運営に当たりましては、区内に事務所をお持ちの建築士の方と、これは協働という形で行っているところでございます。皆様と同時に、区内で事業を営んでいる事業者という立場でございますけれども、区民の方と協働で取り組んでいるというところでございます。

こちらの事業については、平成15年度から実施ということで、今年度で12年目を迎えるものでございます。チラシの中に開催日等書いてございますが、原則各月の第2水曜日、若干入れかえはございますけれども、毎月区内のどちらかの、基本的には地域センター、出張所の会議室等で実施しているところでございます。

なかなか個別の小さい相談から、トラブルにかかわるもの、何でもということで、これは本当にタイトルにもあるように、専門分野も離れていただくということはございま

す。場合によっては、また持ち帰って調べてお答えするというのもございますので、かなり地道な取り組みでございますけれども、運営、それから区民の方の建築にまつわるさまざまな疑問、相談に対して、今までもお答えしていくというところで実施してきたところでございます。

以上です。

○企画政策課長 以上で、検証項目15の説明を終わらせていただきます。

○内海副会長 どうもありがとうございました。

質疑と評価の時間に入りたいと思いますが、多様な内容でございました。どちらからでも結構ですので、ご意見、ご質問をお願いいたします。

古澤委員からお願いします。

○古澤委員 個票の15の②、NPOや地域活動団体云々です。地域調整課課長さんよろしくをお願いします。

ここで、2つちょっとお伺いしたい。

1つは、ここで扱っている取組み状況のご説明は、何かNPO関係だけに絞られているなという、そういう感じがいたしました。NPOや地域活動団体等ということで、後者のほうは無いのかなということです。その点のご説明。

それから、もう1点は、協働事業提案制度。これは募集の手引きの22ページに、平成18年から25年までの実績が載っております。初めのころは、かなり採用の件数も多かったし、応募の件数も多かったんですが、だんだん少なくなってきました。私も、NPOセンターのすぐそばに住んでいるし、いろいろ関係していて特に関心は強いものですから、前々から、区のほうからの課題の提起、それから提案に当たっての情報提供、そういうものを積極的に区側がどんどんおやりになるといいなというふうに前から思っていました。25年度までは区側からの課題提起などがちょっと少なかったようですが、26年度は、その課題提起は3件というふうに増えて、なかなかいい傾向だなというふうに思っています。この2点について、ちょっとご説明いただけましたら。

○内海副会長 どうぞお答えください。

○地域調整課長 地域調整課長でございます。

ただいまご質問のございました、まず1点目の、協働事業の説明の中で、NPOの部分がメインで、いわゆる地域活動団体の部分がちょっと薄いのではないかというご指摘でございます。その部分につきましては、説明が不十分で申しわけございません。この

協働事業は必ずしもNPOだけを対象にしているわけではございませんので、当然地域活動団体、いわゆる昔からある地縁団体と申しますか、本当に純粋なボランティアで地域自治を担っていただいている町会等も当然この協働推進センターの利用については、積極的に利用していただきたいと言いますか、そういう思いを持ってございます。ちょっと説明の部分では言いわけがましくなりますけれども、NPO協働推進センターという、名称もございましたので、その部分の説明が薄くなってしまった点につきましては、おわび申し上げたいと思います。

あと2点目の、提案事業で、区からの課題の部分が少なかったのが26年度はふえていているという、おほめをいただいておりますけれども、これは、まさに委員ご指摘のとおり、事業者からの提案をしていただくもの、あと区のそれぞれの事業課のほうから、区はこういう課題について協働で事業を実施したいものがあるんだという、区からの課題を出して、それに応募していただくという二本立てで実施していたんですけれども、年数がたつにつれて、だんだん区の中からの提案が少なくなってきたという経緯はございます。26年度、今回実施するに当たっては、24年度にこの制度の見直しをしたことを踏まえまして、各全庁的に、課題の掘り起こしを行って、もっと積極的に行政側からも課題を出していこうということで取り組んだ結果、今回、3つの課題を提起させていただきまして、それぞれに複数の事業者からの応募をいただいたということで、これを今後も生かしていきたいと考えているところでございます。

○内海副会長 ありがとうございます。

樋口委員よろしいですか。

○樋口委員 恐れ入ります。私は、NPOのほうの関係で出させていただいておりますけれども、新宿区は大変区内で活動する団体というものに対してのいろいろ参加の機会を幅広くつくっているかと思えます。新宿区の区民会議のときも、やはり私どもNPO法人のような人たちにも声かけがあって、こういう376名という大変多くの方たちの参加を全部受け入れて、これだけの市民参加と言いますか、そういう規模で、こういう計画類、基本構想などをつくるということは、多分全国の自治体でもそんなに例のないことかと思っております。その後の区民討議会も、いろいろなやり方があるんですけれども、新宿区では、非常にオーソドックスな区民討議会のあるべき姿のようなやり方で、きちんとされて、多くの区民の方たちの参加でもって、つくられているという点では、大変評価をしているものです。

それで、質問ですけれども、2点ほどです。

1つは、個票の15の②の協働事業、今の提案制度のところですからけれども、これも途中で事業期間を2年間から3年間に延ばすとか、そういった工夫もなされておるようですけれども、この協働事業提案制度は、その期間をやった後、それがどういうふうに、またある意味ではもう行政との協働と、そういったことの範囲は外れるわけですからけれども、その中から、区の施策としてと言いますか、そういったものにだんだん協働事業の期間の間の成果が出てきて、それを区の制度として組み込んでいくような、そういう事例がこれまでもあったのか、また、そういう今後も、お考えなどはあるか。と申しますのは、せっかく出てきたそういった協働事業でやられたことが、いい形でされていくことでまた区民の参加というものが生かされていくと思うものです。

それから、もう一つ、まちづくり関係のところ、個票の15の④になるんでしょうか、まちづくりの推進協議会でしたか、まちづくり協議会、そういったものを開催するについて、ちょっと参加者が少し少ないとか、そういうことがお話しありましたけれども、これは、新宿の町会さんとか、地区協議会とか、そういうところの活動と、どんなふうに関係していらっしゃるのか、そういうことをすることで、関心もふえ、また区民の参加の機会というものもふえていくかと思ったものですので、ちょっと教えていただけたらと思います。

以上2点です。

○内海副会長 はい。

○地域調整課長 地域調整課長でございます。

まず1点目の、この協働提案事業、募集の手引きの22ページに一覧で記載してある実際に実施した協働事業でございますけれども、これが、2年、今は3年にしましたけれども、その協働期間が終了した後、どうなるかという部分につきましては、この制度をつくったときからの課題と申しますか、当然協働事業については、団体さんがみずから独り立ちをしていただきたいという思いがございます。それを、区として協働で実施した結果、区の事業として取り組みたいというものもございます。それは、ある意味では、団体さんがせっかくつくったものを、区のものとするという部分もございますので、区のほうから強制的には当然できないんですけれども、実態としましては、かなりの部分の後も継続して協働、あるいは区の事業として取り組んで実施しているという例がございます。

例えば、22ページ目のところで行きますと、18年の2番の上のところのゆったりーのという事業、子どもの健全育成の事業があるんですけども、これは、期間が過ぎた後も協働で実施しております、今は区の経常事業という位置づけで、継続実施して実施していると、あるいは、同じ18年の4番目のNPO法人みんなのおうちが実施している外国人の子どもの学習支援等、これについても、形態若干変更してございますけれども、実施しているというのがございまして、基本的に、もともとその一定の期間で終わらせますという事業もございまして、団体さんの都合と言いますか意志で、終わりにしたいという事業もございまして、そういう部分を除いては、比較的何らかの形で継続している事業が多いというのが実態でございます。

○内海副会長 どうぞ。

○景観と地区計画課長 それでは、まちづくりのルール策定のときの協議会などへの参加人数が少ないという件なんですけれども、やはり私どもはいろいろな町会さんなり、いろいろな団体さんのほうにお声かけをいたしまして協力を促しています。その中で、大体協議会とかがつくと、町会の役員さんが協議会の委員長というか、長になってくれることも多いことがありますので、そういうところでもつながってはいるんですけども、なかなか役員さんは、ご用意が結構あるんですけども、普通の人になるとなかなかないというのは実は実態でございまして、お互いにちょっと人数をしっかりと集めるのについては難儀している状況にはなっているところでございます。

例えば、地区名を出すと赤城下町とか、あそこの辺の地区に関しては、結構町が小さいので、一つ大きなまちづくりをやろうとするといろいろな町会にまたがっています。なので、全ての町会にお声かけをしていて、町会長、あるいは副会長なんかに参加をさせていただいたりもいたします。そのようなことで、なるべくやれることはやっているとございまして、それでもなかなか難しいところはあるというのが現実でございまして、いろいろな苦勞をしているところでございます。

○内海副会長 ありがとうございます。

ほかに、委員、ご質問、意見ございますでしょうか。大丈夫ですか。

土屋委員どうぞ。

○土屋委員 都市計画についてなんですけれども、これはまちづくりのハード面についてのお話だったと思うんですけども、前回、人事課長が、14条の4項の点で、横断的に組織編成をということで、どういうことをやっていますかと言ったら、課長同士の

話し合いを密にしているというお話があったんですけども、都市計画を進めていくに当たって、どの課とどのような話し合いや検討をしたのか、またそれが、都市計画、まちづくりにどう生かされているのかというところをご説明いただけたらと思います。

○内海副会長 どうぞ説明ください。

○都市計画課長 人事課長の発言がよくわからない部分があるんですけども、横断的な組織という中では、うちのほうは、都市計画に限らず、いろいろな許認可の関係等をするときに、民間開発検討会ですとか、都市計画部だけではなくて、みどり土木部とか、環境清掃部、そういうところの職員も含めた検討会の中で審議したり、そういうことで、横断的な組織の中で物事を決めるようにはしております。

○景観と地区計画課長 つけ加えますと、都市計画部は、毎週必ず部経営会議をやっております、そこで管理職が集まっていますんですけども、その中で、情報共有をして、今後やっていくような事例についていろいろ意見を交わしているということもあります。

○内海副会長 よろしいですか。

○土屋委員 部内だけではなく、例えば、ソフト面も含めた、先ほど樋口委員からお話があったように、町会や地区協とか、そういう担当部署とかのお話しとか、そういうことの、そっちの面で、ハード面だけではなくてソフト面からのつながり、話し合い、検討というのはいかがですか。

○都市計画課長 都市計画部の中では、何十という事業をしております。その中では、当然関係する部署、例えばどこかの再開発をやるとなれば、その中に保育園をつくってもらうですとか、あと実際人口がふえれば学校が必要になるとか、そういうようなところで、他部とのいろいろな情報共有、連携はいろいろな場面で図ってございます。

○内海副会長 ありがとうございます。

ちょっと私は、都市計画とか、地区まちづくりとか、ルールとかを専門にしております、今の土屋委員の話に関連して一言質問させていただいてもよろしいでしょうか。議事を進行しなければいけないんですけども、どうしても質問させていただきたいなと思っております。

樋口委員もおっしゃっていたように、全国的にも参加とか協働に関するルールを充実した形で設置していらっしゃるなというふうな感想を持っていて、特に新宿区独自のルールについては、非常に評価できるのではないかというふうな感想を持っています。

しかし、ここに座っていらっしゃる方々の部署が連携をしないと、地域のまちづくり

というようなことは実際には実現していかないし、推進していくことはできないのではないかなというふうに思っています。

そういうことに関連して、総合的な対話がされていますかということだったと思うんですけれども、例えば、ここでお座りの方がどういう形で相互のやりとりをして、地域の人たちとともに地区のルールであったりとか、まちづくりであったりとか、あるいは協働で事業をやるということをやっているのかというようなことを、どなたにお答えいただいてもいいかわからないんですけれども、具体的な内容をお出しいただければというふうに思います。

○景観と地区計画課長 まちづくりをやるときには、私どもはまちづくりをやる部署なので、私どもが行くんですけれども、テーマによっては多岐にわたることがあります。例えば、防災がテーマになる場合もございますし、ほかの安全安心がテーマになる場合があります。そういうときには、ほかの部署の者も一緒にいないとお話しになりませんので、まちづくりのときには当然一緒に行ってもらって、そこで、そのテーマに沿った話に盛り上がるようにやっつけていこうというふうにやっています。

そのように単独で行くような場合もありますけれども、複数で行って、いろいろなことに答えられるようにしていると、そういうようなことでやっておる次第でございます。

○内海副会長 ありがとうございます。

法定審議会もご説明ありましたけれども、法定審議会のほうでは、法律の枠組みだけの審議だけじゃなくて、もう少しこんなにかう体制が豊かであるとすれば、それを取り込んで議論するということも可能だと思いますけれども、そういった試みはされていらっしゃるでしょうか。

○住宅課長 住宅課長でございます。

うちが所管している住宅まちづくり審議会の中では、高齢者の住まいの確保等も検討課題にしております。そういった面もあって、委員の中に、都市計画部長のほかに総合政策部長、あるいは福祉部長に入っていて、そういった福祉部門、あるいは市内の総合的な政策をまとめるような形で参加していただいております。

また、幹事として、ここにいる都市計画部の課長のほかに、企画政策課長や高齢者福祉課長、子ども家庭課長等々も入っていて、そういった審議会の意見を施策に反映するような形に持っていつているというところでございます。

○内海副会長 わかりました。

清水委員。

○清水委員 ちょっと質問なんですけれども、まちづくりの推進と、区民参加とありますけれども、これは、例えば大学生とか、区民じゃないのかもしれないんですが、大学生とか、いわゆる若い人への選考、ピックアップというのはされていらっしゃるんですか。ここに書いてあるのは、区民委員だったり、町会、商店会の団体の代表、いわゆるここに集まっているようなメンバーのような形だと思うんですけれども、私のやっている活動は、大体実施するときに必ず次の世代を育成するのを前提として、そういう人を選考したりするんですね。そういう意味で、こういう場面でも、まちづくり審議会でも、大学生とか若い人を選考して、次世代を育成するという、次世代にそういう意識づけをさせるみたいなことをさせるべきかなと思うんですけれども、その辺どういような選考をされているのか、もしくは大学生とか若い人に対する選考、そういう行動、アプローチをされているのかどうかをご質問させていただきたいと思います。

○都市計画課長 先ほど景観まちづくり審議会の中で、景観と地区計画課長のほうが説明していた部分もありますが、今まで、20歳以上の募集だったのを18歳以上に都市計画審議会のほうも変更してございます。ただ、なかなか応募をしていただけない、我々も、本当に若い方のいろいろなそういう感性でのご意見というのもいただきたいなと思っております。全然拒んではないんですが、広く広報とか、さまざまところで募集した中で、応募、いろいろな作文も含めて応募していただくんですが、そういうところの、今後は、そういうところも含めて、若い方のいろいろな、先ほども出たサイエントマジョリティ、そういう声なき声をいろいろと聞きながら、施策を進めていくということも非常に重要かと思っておりますので、その辺は、今後も検討していきたいと思っております。

○内海副会長 ありがとうございます。

あとはよろしいですか。

安田委員お願いいたします。

○安田委員 2点あるんですけれども、先ほど副会長がどのようなまちづくりにかかわるかというご質問ですけれども、私は、もうこの自治基本条例の自治というものは何かということからいろいろな町会とか、地区協議会で、自治というのは、私はこう理解しています。端的に言えば、まちづくりであると、まちづくりにはソフトとハードと両方あるでしょう。行政は、比較的マスタープランのときもそうなんですけれども、ハードに偏りやすいですね。コンサルタントもハードの部分なんです。でも、我々住民というも

のは、ソフトの部分をどう組み立てていくかというもの、それで、最終的に協働だ、参加だとか、こういう資質の中で行政とどうやるか、またもう一つ、横の連携をどうしていくかとか、この仕組みというのが、なかなか難しいんですけれども、そういうことを常に意識して、では自分の町をどこがよい点があって、どこが悪い点があるのか、これも意識がないとまずいというか、常にそういうことで、意識という問題も含めて、今協働模擬訓練で、協働で2年目に入っています。これは災害復興のための、どういう町をつくったらいいかという議論で2年目に入って、議論し、最終的には町会その他でまとまると思います。

もう一点、ここぜひ、この場じゃなくて、常に私は次に次にという課題を文言の部分で提言したいと思っております。それは、「参加」と「参画」という問題なんですけれども、実は資料で送ってくるものというのは新宿区の自治基本条例では「参加」とうたっています。ところが、いろいろな資料というのは参画であり参加であると、こういうことがいろいろ使い分けしているのかわかりません。でも、私は、参加と参画というのはそもそも概念を別にした理解をしていますので、アバウトかもしれませんけれども、もし、そうであるとすれば、文言の定義というものを実施すべきだったろうなと思っております。それが一点です。ですから、ここじゃなく、次回、次々回か。

○内海副会長 前者は、恐らくご意見だと思いますので、承っておいて、2点目のは、次回以降議論できるということによろしいですか。

○安田委員 ええ。

○内海副会長 ありがとうございます。

○安田委員 もう1点。

きょうの、区政運営の原則というのがありますね、その2項のところですけども、区長は、公共サービスの提供に当たってという文言があると思います。区政運営の原則の14条の2項なんですけど、公共サービスというものも、自治基本条例では文言定義されています。いわゆる公共サービス基本法の公共サービスであるということか明確になっています。とすれば、先ほど多文化共生の部分でもちょっとありましたけれども、やはり公共サービス基本法の第2条第2項に、こういうことがあります、条文として。国の法律ですが、「国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為」と、これがこの自治基本条例に明確に定義された公共サービスだとうたっているわけです。とすれば、先ほどの議論の中で、規制と

か、監督、この部分も頭に入れた中で、多文化共生というものを考える一つの方向性があるんじゃないかなと思っています。

○内海副会長 わかりました。ありがとうございました。そうですね、今の話は、多文化共生のところでのご意見ということで承っておきます。

ちょっとそろそろ時間が来たのですが、高野委員、よろしくお願いします。

○高野委員 自治基本条例のときに、初めて区民討議会というのを開催しました。それで、行政サイドは、味をしめて、いろいろなところでやっています。これの基準というのは開催する基準がどうなのかなということをお聞きしたいんです。その基準を聞いて、その基準をもし開催するとしたら、その作業的なことがどれだけの費用がかかったり、労力がかかるのかということが、もしわかったとすると、それをまずお聞きして、その答えを聞いて、次にまた質問をしたいと思います。

○内海副会長 お答えになれますでしょうか。

○企画政策課長 区民討議会につきましてはご指摘のとおりです。自治基本条例を策定するときに、初めて試みとしてやってみたということで、先ほどご紹介いたしました自治基本条例のための区民討議会の実施報告書の2ページにもありますけれども、ドイツでやっておられるプラーヌクスツェレというものです、これは広く区民の方、サイレントマジョリティの意見を聞くための一つ的手段として開催したというところです。今回、自治基本条例策定のときには、素案について、それぞれ項目を挙げてさせていただいて、どういった規定を入れればいいのかということを検討させていただいたということで、これをもとにさらに素案を検討したということです。

それから、もう一つは、第二次実行計画のときにも、実際素案をつくって、その中で、区民の皆さんにお集まりいただきまして、どういった項目をもっと進んでやればいいのか、あるいはもうちょっとこういうふうにしたほうがいいんじゃないかという意見をいただきまして、それを反映させていったというところがございます。ただ、どういった規定で、どういった形でやるのか、基準ですね。そういったものはなかなかちょっとこれはつくりにくいというところもございまして、今まで2回実施してきているところもございまして、次のときも、どのようにやっていこうかということを検討しているところでございます。

○内海副会長 どうぞ。

○高野委員 ならば、その基準を決めるということにすると、そうすると審議会は別とし

て、本来の皆さんが、きょう出てきていただいている部署の課長さんたちが困っている部分だとか、そういうのは、そういう基準を皆さんで話し合っ、それをすることによって、もうちょっと区民の意見が本当に反映できるんじゃないかというふうに考えます。提案です。

○内海副会長 提案ですか。私も、先ほどお話ししましたように、そこにいらっしゃる方の部署が、それぞれの地域のかかわっている人たちに対して、そういう横断的な意識で取り扱われたりすると、参加していらっしゃる方々も、よりもっと参加していこうという気持ちになるのではないかなということは思っておりました。

じゃ、今のご意見は、意見として承るということでよろしいでしょうか。

○高野委員 はい。

○内海副会長 そろそろ時間がまいりましたが、斉藤委員。

○斉藤委員 短く質問します。

NPO地域活動団体等ということで、1つだけ、地域活動団体からの提案というのは出てないように思うんですけども、出ない原因とは一体何でしょう。

○地域調整課長 ちょっと今のご質問の趣旨が申しわけありません、NPOからも提案はいただいて…。

○斉藤委員 NPOからの提案は出ているんですけども、地域活動団体というのは、町会とかそういうことですよ。さっきおっしゃってましたよね。

○地域調整課長 はい、NPO以外からのところということです。

○斉藤委員 はい。そういうところから出ていない理由というのは何かあるんですか。協働事業そうそう。15の②です。

○地域調整課長 協働事業の提案の部分につきましては、ここにもご説明していますように、当然NPOだけではなくて、この募集要綱にもありますけれども、地域活動団体、市民活動団体で営利を目的としない団体、宗教とかそういうのは別ですけども、そういう団体であれば、応募はできるということになってございます。それで、対象は、その事業もございまして、いわゆるNPO団体等ですと比較的団体の設置目的と言いますか、事業目的が明確になっているところで、その提案をしやすい。広く、例えば町会さんのように、その地域全体の地域自治と言いますか、自主組織と言いますか、そういう活動をされている団体さんですと、若干的が絞りにくい部分があるのかもしれないということは感じておるところでございまして、具体的に、その部分につい

て、特にまだご意見をお伺いして分析しているということはございませんので、この部分については、今後の検討課題であろうかという認識は持っております。

○斉藤委員 ぜひ検討してください。

○内海副会長 どうぞ。

○吉川委員 今と同じ質問をしたいと思ったんですよ。ほんの一言。

この実施要綱ですね、協働事業の。ここの2ページです、前項の規定にかかわらず、次の事業は対象外とする、それにパンフレットの中の3番に、地区住民の交流行事等は対象外とするとなっているんです。これがあるからみんな対象外にされちゃっているんじゃないかと思うんだ。それ解釈はどうなんですか。何でこれは対象外とするのかなと思って。

○地域調整課長 地域調整課長です。

この協働提案事業は、協働で事業を実施することによって、広く区民の方に福祉向上と言いますか、利益が及ぶ、そういう事業を対象にしてございますので、特定の部分の親睦とか、そういうために協働事業というものがあるわけではございませんので、そういう部分で、地域住民の交流事業の親睦的なイベントということだと、この制度になじまないということで解釈しているところでございます。

○吉川委員 でも、特定じゃない場合もありますよね。先ほど話が出たように、町会でも一町会でやるとは限っていませんよね。多方面の町会、あるいは団体と協働して住民との行事をやるというパターンも出てくるわけですよ。最近はそうでしょう、地区協もあるし、ほかの地区との連携とかも考えるわけですよ。広い意味で、だから、この文面が何か僕にとってはちぐはぐだなと。

○内海副会長 もし、ご質問があるようでしたら、また事務局のほうに、具体的に明示していただいて、お答えいただいてもよろしいでしょうか。もし質問があるようでしたら。

○吉川委員 後で聞きます。直接聞きます。

○内海副会長 よろしいですか。

○清水委員 一言、一応、私は、青年会議所民間団体です。今のような協働事業の話は初めて聞きましたというのが一つ。知らない。

もう一つは、民間団体は比較的単年度で人事が変わっていくんです。なので、この事業って1年前から計画を出して、翌年度に実行となると、人がかわっちゃうんで、提言できないんです。人がかわっちゃうとすると。団体としては継続しているんですけど

も、単年度でかわっちゃうという難点もあるので、なかなか提案しづらいというのはあるかと思います。町内会については、よくわかりません。

○吉川委員 それで、先ほど学生さんが、僕ら学生さん参加していますよ。町や地区でやるいろいろなイベントに。

○清水委員 なので、恐らくそういう学生さんが混じったものはできるんじゃないかなと思います。

○吉川委員 学生さんが結構中心になってやってくださったり、広い、その付き合いが学校卒業してまで協力してくれる方もいらっしゃいます。

○清水委員 だとすれば、案内が、やっぱり我々のところ、学生さん、我々に来てないという。

○吉川委員 何で来てないの、それ聞きたいね。

○清水委員 それが区としての課題になってくるんじゃないですか。要は。

○内海副会長 やっぱり議論していろいろな方々が議論するといろいろな課題が見えてくるということだと思いますので、そういったことも踏まえつつ、今後取り組んでいただけたらというふうに思います。

よろしいでしょうか。

いろいろご報告いただき、ご質問にお答えいただきありがとうございました。

では、移動されている間に、評価記入の話について、ご案内いただけますでしょうか。

○企画政策課長 事務局のほうからご連絡です。

本日、第4回の評価票、もう本日提出できる方いらっしゃいますか。あるいは、残ってちょっと書いて出したいという方がいらっしゃいますか。もしきょう出せる方は、事務局に提出してお帰りください。提出できない方は、次回、提出をお願いします。

それから、第2回と第3回、こちらの評価票、本日お持ちいただいておりますでしょうか。もしお持ちいただければ、お帰りの際に事務局のほうに提出をいただきたいと思います。記入でない方、まだ提出できない方は、次回、第5回のときをお願いします。

この評価票の取りまとめは、第6回と、第7回のときに行いますので、集計結果はそのときにまた皆様にお知らせしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○内海副会長 では、2の検証というのを以上で終わりたいと思います。

では、次回以降の事務連絡をお願いいたします。

○事務局 事務局です。

資料のうち、会議で常時使用する資料など持ち帰りにならないものについては、前回と同じように、委員専用のボックスファイルに入れてください。次回事務局のほうでご用意をいたします。なお、ボックスファイル、いっぱいになってしまって2個目が必要な委員さんにおかれましては、会議終了後事務局までお申しつけください。2個目を用意してございます、もしくは、ボックスファイルの横にぴったりくっつけて置いていただければ、私どものほうで箱をつくって委員さんの名前の横に②とつけて、2つ目のボックスの中に収納しておきます。

それでは、次回の開催でございますが、11月18日、火曜日、午後6時からとなります。次回は会場が第一分庁舎に変更になりますので、改めて、通知はお送りいたしますので、開催通知のほうをご確認ください。

それで、最後になりますが、ただいまから、前回の第3回新宿区自治基本条例検証会議の会議録を配付させていただきます。これはご発言の内容をご確認をいただきまして、修正が必要な場合については、朱書き修正の上、次回で結構です。次回第5回検証会議の際に提出をしてください。

○斉藤委員 きょうもらった資料、参考のいろいろとありますよね、家のほうにも送ってもらった全くあれ一緒なわけね。

○事務局 ええ、基本的には、同じものをお送りしておりますして、本番の会議のときには、多少分厚いものですか、そういったものを追加しているということですので、ご通知のほうにも小さく書いてあるんですが、お送りしたのについては、特段、本番のときにはお持ちいただくことはございません。

○内海副会長 ありがとうございます。

きょうは、つたない議事進行ではございましたけれども、皆様のご協力が無事終えることができました。

以上で、第4回の検証委員会を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(午後 4時18分 閉会)